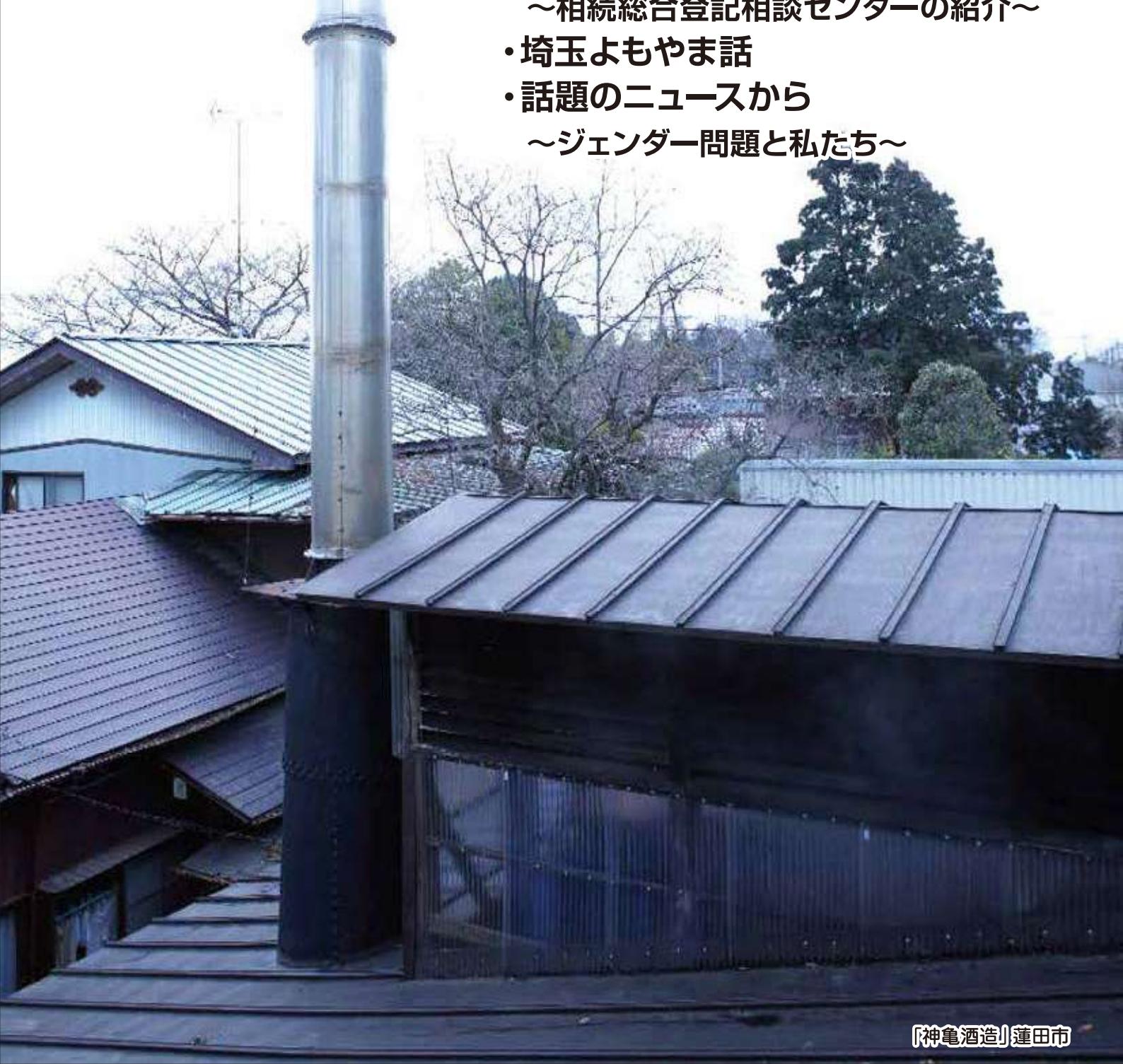


## 特集 相続登記・名変登記の義務化

知らなかつたでは  
済まされなくなる？！

### 登記義務化Q&A

- ・司法書士会の取り組み  
～相続総合登記相談センターの紹介～
- ・埼玉よもやま話
- ・話題のニュースから  
～ジェンダー問題と私たち～



# 相続登記・名変登記の義務化

## 知らなかつたでは済まされなくなる?!

こんにちは! すっかりお馴染みの?! 法チュンです☆

司法書士(しほうしょし)は登記のプロとして、皆さんの大切な権利を擁護する使命を負っているのでちゅんが、ご存じですか?

皆さん的人生のターニングポイントでは様々な手続きが発生しますが、期限があるものとないものがありますよね?



親御さんがお亡くなりになつたり、お住まいを引っ越したり、結婚や養子縁組で氏名などが変わつた時は、決まつた期間に**登記の手続き**をしなければならなくなるそうでちゅん。

これから僕、法チュンが**登記の義務化のお話をナビゲート**するので是非お付き合い下さい!

困つた時は司法書士に相談するのが良さそうでちゅん☆ それではさっそく出発するでちゅん♪ レッチュンゴー!!!

ニュースなどでも見聞きされるかとは存じますが、現在、我が国において、所有者不明土地問題が発生しております。なお、所有者不明土地とは、不動産の登記記録により所有者が直ちに判明しない土地や、所有者が判明してもその所在が不明で連絡がつかない土地のことを言います。昨今では空き家問題なども取り沙汰されており、不動産の所有や管理に関する意識・関心は以前よりも高まつてゐるのではないかでしょうか。

しかしながら不動産に関する手続きは登記申請はもとより、なかなか難しい面もあり、一般的ではないと感じる部分もあります。例えば親御さんがお亡くなりになつた局面では相続手続きが必要となり、不動産を所有されている方については相続登記が求められます。

### 登記義務化の概要

# 相続登記・ 名変登記の義務化

相続による不動産の名義変更については、義務化しなくとも特段不利益を被ることはないのではないか、との考え方や、都市部への人口集中、人々の暮らしのニーズによる地方の土地活用の難しさなどもあり、多種多様な考え方の下において、「義務化」については議論はされつつも具体的な法整備の実現には至らず結果的に見送られたままでした。しかし、国としても所有者不明土地については、所有者の探索に多大な時間と費用が必要なこと、その所在が不明な場合には土地が管理されず放置されることになること、遺産分割をしないまま相続が繰り返されたことにより共有者が多数となることや、その一部の所在が不明になること、そのようなケースでは土地の管理や利用に求められる相続人間の合意形成が困難となることで、公共事業や復旧・復興事業が進まず、民間の自由な取引が阻害され、また、土地の管理が不全化することによって隣接地への悪影響が発生することなど、の諸問題を看過することができないことがから、それらの解決を喫緊の課題として

認識するようになつていきました。

さうに今後、高齢化の進展によつて多くの相続の増加によりますます深刻化する恐れや、その他の社会的情勢の変化等もあるとして、その発生の予防と利用の円滑化の観点から、令和3年4月21日に「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第24号)及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(令和3年法律第225号)が成立し、同月28日に公布されました。このように法律は時代の流れやニーズによつて変化しています。

この情報過多の時代においては正確な情報を抽出することは難しい面もあります。そんな時は我々司法書士のことを思い出していただければ幸いです。



## コラム その1

### 知らない土地…私が相続人!? 通知が届いた訳は?

土地や建物の登記簿には、所有者の氏名や住所などが記録されます。

所有者が亡くなった場合には、「相続登記」をすることで、土地や建物を受け継いだ相続人の氏名等に登記簿を更新して、区切りを付けることができます。

しかし、「相続登記」が長期間されていない場合、数世代にわたる相続によって相続人が増え、現在の相続人が誰であるのか、相続人自身も気づかない状況も生じます。

「相続登記」は複雑な状態になる前に行なうことが望ましいと言えますが、相続人が気づいていない状況ではどうすることもできません。

そこで政府では、「相続登記」を促進する取り組みの一つとして、自治体と連携し、長期間にわたって「相続登記」がされていない土地について、調査によって判明した法定相続人の一人に通知をしています。通知の内容は「相続登記」を促すものです。

通知が届いた場合は、御自身が法定相続人の一人であると思われます。「相続登記」の手続きを進めるにあたってお困りの際は、司法書士会の相談窓口もご利用ください。



# 相続登記の義務化は2024年に施行

遺産分割協議がまとまらなくても、とりあえず申告を！

相続が発生した際、多くの人が気になるのは税金関係でしょう。相続税には申告期限がありますし、申告を怠った場合は延滞税等も発生するので、それも当然です。その一方で、相続登記には申請義務がなく、期限もありません。

しかし、2024年4月1日からは**相続登記にも申請期限**が設けられ、その期限を過ぎると過料が科せられることになりました。これにともない、同年には改正戸籍法も施行され、他の市区町村の戸籍謄本等がどの自治体でも取得できるようになる予定です。相続登記において必須となる戸籍収集の利便性を高めると同時に、登記が義務化されるというわけです。

義務化の内容としては、相続や遺言によって不動産を取得したことを知った時から**3年以内に登記申請**しなければ、10万円以下の過料が科されるというもの。期限や義務が課されていない現状からは、大きな変化となります。

義務とはいっても、相続人間の遺産分割協議がまとまなければ申請どころではない……。そんな場合に備えて、**ひとまず申請義務を保留する制度**も新設されます。

相続人が法務局へ申告すれば、その旨がとりあえず登記されます。そして、遺産分割協議がまとまった後、3年以内に申請すれば過料は科されません。ちなみに、この場合の登記申請は不動産を取得する相続人が単独で申請することが可能と、簡素化されます。

同じく、**相続人が遺言によって不動産を取得する場合も単独申請**となります。現行法では基本的に**相続人全員が申請人**となることを考えれば、かなりシンプルになると言えるでしょう。



登記は  
3年以内に！





## ■ 住所氏名変更登記義務化

国交省調査によると、2016年時点での所有者不明土地は全国で約410万haあるそうです。これは、九州の面積(約367万ha)を超える広さになります。このままだと、2040年には約720万haまで拡大し、北海道の面積(約780万ha)に迫るのではないかと予測されています。

その原因として、相続登記の未了が約66%、住所変更登記の未了が約34%であるとされています。

このため、所有者不明土地の発生を防ぐために相続登記だけでなく、住所変更登記や氏名・名称変更登記も義務化されることとなりました。

具体的には、

- ①住所等の変更日から2年以内に変更登記をしなければならない
- ②個人は所有権登記の際に生年月日等の「検索用情報」を提供する(登記はされません)
- ③法人は所有権登記の際に会社法人等番号が登記事項となる
- ④施行日前に住所等の変更をしていた場合も登記義務の対象となる
- ⑤正当な理由なく登記を怠った場合は5万円以下の過料を科せられる

となっています。

②により、市役所等で住民票の住所が変わったときは、法務局の登記官が住基ネットを照会し、本人から了解を得たうえで、住所変更登記をするようになります。

また③により、法人が本店移転登記をしたときは、登記官が職権で不動産の住所変更登記をするようになります。(法人に対しては了解を得ません)

**気付けていただきたいのは、引越をしていなくても、住所変更登記が必要な場合がある、ということです。**

例えば、埼玉スタジアム2002は、平成29年に緑区大字中野田500番地から緑区美園二丁目1番地へと変わっています。このように、行政による住居表示実施や町名地番変更によって住民票の住所が変更された場合でも、登記義務の対象となります。

この住所氏名変更登記の義務化は、公布の日から5年内に施行される予定です。



# 登記義務化Q & A |

**Q. 権利であるはずの登記がなぜ義務化されるのですか？**

A. 主に相続登記が放置された結果所有者が誰か分からず土地が増えすぎて、土地の有効活用の妨げとなっているからです。

**Q. いつから相続登記が義務化されるのですか？**

A. 令和6年4月1日からです。

**Q. 全ての登記が義務化されるのですか？**

A. 相続登記と、住所移転や氏名変更の登記が義務化されます。

**Q. 何時までに相続登記をしないといけないのですか？**

A. 原則、相続の事実を知り、かつ、所有権を取得したことを知った時から3年以内です。

**Q. 申請義務期間中には、相続すべき不動産があることを知りませんでした。罰則はありますか？**

A. 3年の起算点は相続不動産の存在を知った時からとなりますので、その時から3年は罰則の対象とはなりません。

**Q. どうしても相続登記ができない場合は、どうしたら良いですか？**

A. 相続登記より簡便な相続人申告申出をすれば、義務を果たしたことになります。

**Q. 私と兄の二人が相続人ですが、私の分だけ申告登記をすると兄はどうなりますか？**

A. 相続登記義務を免れるのは、あくまで申告をした人だけです。

**Q. 私と兄の二人が相続人ですが、兄の分も私が申告登記申出できますか？**

A. お兄さんの分を含めて代理で申し出ることが可能です。

**Q. 相続登記を申請する義務があるのは誰ですか？**

A. 不動産を取得した相続人です。

**Q. 相続財産に不動産があります。相続放棄をした場合はどうなりますか？**

A. 相続放棄をすると、初めから相続とならなかつたものとみなされるので、その人は義務を免れます。

**Q. 父の遺言書に実家を相続させる、とありました。この場合の登記義務は？**

A. 遺言書で実家を相続させると書かれた人が登記義務を負います。ただし相続放棄をした人は義務を免れるのは前にご説明の通りです。

**Q. 遺言書の内容が、不動産を他人に遺贈させるというものでした。この場合の登記義務は？**

A. 遺言で不動産を取得した人のみが義務を負い、第三者は義務を負いません。

**Q. 法律の施行日前に発生した相続も対象になりますか？**

A. 施行日前の相続も対象になります。ただし施行日前に要件を充足してしまっていた場合は、施行日から3年間がスタートします。

**Q. 住所・氏名変更登記が義務化されるのはいつからですか？**

A. 令和3年4月28日から5年以内に決められます。

**Q. そもそも住所・氏名変更登記とはなんですか？**

A. 不動産の所有者が住所移転した場合、登記簿上の所有者住所は当然には変更されません。登記簿上の所有者住所を現在の住所に変更する登記です。氏名については婚姻や養子縁組が考えられます。

**Q. いつまでに住所・氏名変更登記をしないといけないのですか？**

A. 住所氏名の変更があった時から2年以内です。

**Q. 法律の施行日前に住所・氏名を移転/変更していた場合は対象になりますか？**

A. 施行日前の住所移転や氏名変更も対象になりますが、2年のスタートは施行日からになります。

**Q. 利用価値の極めて低い土地を渋々相続しました。この土地を国に帰属させられますか？（田舎の土地を相続しましたが、卖れないし処分に困っています。）**

A. 様々な要件（10年分の管理費納付など）をクリアすると国庫に帰属（国の所有物とする）できることとなります。詳細は今後発表になります。



## コラム その2

### 相続登記は必ずしなければならないの？ その背景は？



土地や建物は、外見から誰が所有者であるかは明瞭にはなりません。

そこで、土地や建物の所有者などを記録して、それを公開する仕組みを備えています。この仕組みが不動産の「権利の登記」の制度です。

「権利の登記」は、例えば、不動産の購入や相続によって所有者となった方が、その都度、自ら権利を取得したことを国に申請して、登記簿に載せる手続きです。なお、この手続きは義務ではありませんので、全ての土地や建物について最新の所有者が記録されているわけではありません。

「権利の登記」をしていないと、土地や建物の所有者が変わった経過などが不明となってしまいますが、これまで大きな問題とはなっていませんでした。

ところが、東日本大震災からの復興に際して問題が露呈しました。登記簿を調べても所有者が判明しない土地が多数あり、用地買収などに支障をきたしたのです。

問題に直面した政府が調査をすると、九州地方に匹敵する面積の所有者不明の土地が全国に点在することが判明しました。所有者不明土地の解消は、国家的に取り組まなければならない課題だったのです。

まず政府は、所有者が亡くなった後は早期に「相続登記」をしてもらえるよう、国民に広報し、促進を図ってきました。

しかし、所有者不明土地の根本的な解消には新しい仕組みも必要です。政府は有識者を交えて新しい仕組みをいくつか検討しました。その仕組みの一つが、「相続登記の義務化」と呼ばれる、必ず登記簿に相続人の情報が記録される仕組みです。この仕組みは2024年4月1日から実施されます。

僕、法チュンのナビゲートにお付き合い下さり

有難うございますでチュン♪

今まで義務でなかったことが法律が整備されることで

その施行の日から義務になって、

その後今までどおりにしておくと

過料を払わなくてはならなくなるなんて…

これは知らなかつたでは

済まされなくなってしまうでチュン★



困ったことを相談する時は実際に困った時に  
なってしまいでそうでちゅんが、  
できるだけ早めに相談をする準備を  
しておいたほうが良さそうでちゅん!  
それではまたお会いできる日まで☆  
グッチュンバイ!!!

# 司法書士会の取り組み

埼玉司法書士会では、司法書士による相談を実施しています。



## 総合相談センターの紹介 埼玉司法書士会 相談事業部次長 高橋 宏

埼玉司法書士会では、一般の方からの法律相談に応じる組織として、総合相談センターを設置し、運営しております。

総合相談センターは、平成17年に設立されました。現在、以下の4つの相談センター(常設)を設け、相談者の皆様からの様々な法律相談に対応しています。

### 1 浦和総合相談センター（相談会場：浦和）

管轄区域（中央支部・大宮支部・志木支部・上尾支部・川口支部・埼葛支部（久喜市、幸手市、蓮田市、白岡市））

### 2 県北総合相談センター（相談会場：熊谷）

管轄区域（熊谷支部・鴻巣支部・東松山支部・秩父支部・埼葛支部（加須市・羽生市））

### 3 西部総合相談センター（相談会場：川越）

管轄区域（所沢支部・川越支部・坂戸支部）

### 4 越谷総合相談センター（相談会場：越谷）

管轄区域（越谷支部・春日部支部）

また、常設の相談会場からは遠方に居住されている相談者の方の便宜を図るために、以下の場所に出張相談所を設け、相談を実施しています。

### 深谷市、寄居町、日高市、鳩山町、吉川市

※日高市、吉川市の出張相談所は、コロナの影響により、閉鎖中

新型コロナの問題が発生してからは、総合相談センターにおきましても、感染防止に最大限の配慮をしつつ、面談相談を実施しております。具体的には、マスク着用は当然のことながら、相談者・相談員の体温の測定、机・椅子等の消毒、会場における適宜の換気、浦和・越谷センターにおいてはアクリル板の設置、県北・西部センター及び出張相談所におきましては、相談員は、フェイスシールドを装着することとしています。

但し、それでも、緊急事態宣言が発令された際には、感染防止に万全を期すために、面談相談を全面的に中止することとしました。しかしながら、単に面談相談を中止しただけでは、当会が別途実施している無料の電話相談に相談が殺到し、混乱を来たす状況となりました。そこで、相談員の割り振り、相談者からの事前聴取等、現状の面談相談の手続きをそのまま流用して直ぐに電話相談に移行する仕組み・体制を構築し、令和3年3月の緊急事態宣言中より実施しております。

さて、総合相談センターは、創立以来、当初は有料であった相談の無料化、出張相談所の開設等、幾度かの重要な改変を経て、今日に至っておりますが、近々に、また、大きな刷新を予定しております。

それは、日本司法書士会連合会が構築した「司法書士総合相談センター相談受付・管理システム」の導入・利用であり、具体的には、相談の予約時におけるWEB予約システム及び電子相談票を導入・稼働させるということです。

相談者の方にとってみれば、24時間365日、インターネットから予約できるため、予約の利便性が向上します。また、相談員は、これまで紙に記入していた相談票から、システム内の電子相談票へ入力することになりますが、これにより、相談データの様々な角度、観点からの詳細な集計や分析が可能となります。また、今までの紙の相談票の管理・保管にかかる手間、コストの大幅な削減が見込まれます。

このシステムには、WEB面談相談を実施する機能も装備されており、将来的には、WEB面談相談も、稼働させていきたいと考えております。

# ❀ 埼玉よりもやま話 ❀

あまり知られてはいませんが、埼玉県は2020年の日本酒出荷量が全国第4位と実は日本でも有数の日本酒の生産地です。県内には34の蔵元があり良質なお酒が造られています。その中の一つ、蓮田市にある神亀酒造株式会社を訪れました。

神亀酒造は1848年創業。1987年には、戦後日本で初、全量純米酒蔵となりました。



戦中、戦後の米不足の時代、三増酒と呼ばれた、清酒に醸造用アルコールと糖類などを添加し3倍に増量した甘いお酒が造られるようになりました。安定した税収が得られることから国もこれを推奨。米不足が解消されても安価で造れる三増酒が主流だった時代に純米酒造りに挑んだ先代(7代目)の小川原良征さん。造ったお酒は超辛口の純米酒。

これでは売れません。「数年後、売れ残ったお酒を飲んでみたらうまかった」神亀酒造の代名詞でもある熟成純米酒の誕生です。



アルコールを添加せず、出荷までに時間がかかる熟成純米酒、初めて手掛けた純米酒は税収が見込まれないことから税務署はなかなか製造を認めませんでした。しかし、先代は圧力に負けず、徐々に純米酒の割合を増やし、ついにすべてのお酒を純米酒に転換することを成し遂げました。

現在は8代目社長小川原貴夫さんが、先代の意志を引き継ぎ、お酒造りをしています。

「菌を相手にしているから、菌に合わせて仕事をする」お酒が造られるのは10月から4月までの





半年間。職人さんは蔵に寝泊りし、午前3時から午後5時まで仕事をします。熟成は-10℃で2年から5年。蔵には8代目の生まれた1979年から熟成しているものもあると言います。熟成の間に日本酒にとっての大敵「火落ち菌」が発生してしまうと売り物にはなりません。管理も大変です。



### 一神亀酒造のお酒はどのように飲むのが良いのでしょうか。

「純米酒を燗で飲んでほしい」燗で飲んでおいしいお酒が良いお酒。そして、料理と一緒に楽しんでもらいたい。料理に合うお酒を目指してお酒造りをしていると言います。日本料理はもちろん、意外なところではイタリア料理とも相性が良いそうです。地酒は地元の料理と合うことも重要な役割だとか。神亀酒造のお酒は埼玉の名産うなぎとも相性が抜群です。神亀酒造の看板銘柄、神亀には蒲焼きが、ひこ孫には白焼きがおすすめとのこと。

お土産にいただいた純米酒、神亀とひこ孫を燗で飲み比べてみました。両方とも

甘味、酸味が少ない分、旨味を強く感じます。神亀は力強さ、ひこ孫はまろやかでより深みを感じました。

みなさまも  
「純米酒を燗で」  
埼玉の料理とともに試してみてはいかがでしょうか。

(とは言え、燗を作るのはちょっと面倒ですよね。自宅で簡単に適温の燗が作れる神亀酒造監修の「かんまかせ」が販売されたとか)



## ジェンダー問題と私たち

広瀬 隆

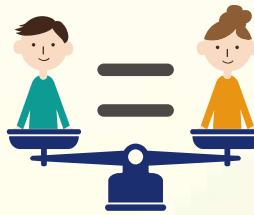


**1.日本のジェンダー・ギャップ指数は、先進国の中でも最下位**  
2021年3月、衝撃的な数字が発表されました。「日本は世界120位。先進国ではダントツで最下位…」  
これは、世界の政治家、経営者などのリーダーに影響力を持つ国際機関「世界経済フォーラム」が発表した「ジェンダー・ギャップ指数2021」における日本の順位です。

世界経済フォーラムは、2006年から、世界各国の男女格差（ジェンダー・ギャップ）を計測して国別のランキングを発表していますが、日本は、世界156か国中、120位になったのです。先進国（G7）では最下位、世界の多くの新興・途上国よりも低い順位となりました。

「ジェンダー・ギャップ指数」は、政治・経済・教育・健康の4項目で、国内の男女格差を計測して算出されます。日本は、4項目のうち、特に政治と経済におけるスコアが低く、順位に大きく影響しました。

世界経済フォーラムは、男女格差を縮めることは女性の人権問題であると同時に、経済発展にとっても重要であるとの立場から、この指數を発表しています。



日本の順位は、過去3年間で、121位（2019年）、121位（2020年）、120位（2021年）とほぼ横ばいを続けています。

日本は、諸外国と比較しても、男女格差が特に大きい社会であると言えそうです。

### 2.反論の声

とは言つても、このような声が聞こえてきそうです。「日本の男女格差は、長年の歴史を背景に培われてきた独自の伝統文化に基づいているのだから、他の国とは違う。」「男性だけでなく、女性も望んだから、このようなギャップが形成された。両性が望んだ結果なのだから、無理に変える必要はない。」「政治家や経営者、管理職など、指導的な地位に就く女性が少ないのは、女性が望んでいないからではないか。」

しかし、このような声に基づいて、男女格差が否定されてしまうべきなのでしょうか。

### 3.近代社会と性差別

男性に認められている権利が、女性には十分に認められていない。社会のさまざまな分野で指導的な地位に就く女性の比率が極めて低い。女性というだけで、さまざまな障壁があり、社会的な困難を抱えやすい。これらは、本人や周囲が意識するしないに関わらず、「性差別（女性差別）」という言葉で表現できる事柄です。

すなわち、個人が変えることができないもの（属性）に基づいて不利益を受けることを、近代社会は「差別」とみなしますが、「性別」という属性に基づき差別してはいけないというのは、近代社会、とりわけ先進社会全体で共有する価値観と言えましょう。

日本国憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されていますが、先にあげた「ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は、「性別」における「政治的」「経済的」項目が、諸外国と比較して極めて低くなつており、差別的とも捉えられる男女格差が横行していると言えるでしょう。日本国憲法が施行されてから70年以上が経ちました。「法の下の平等」を掲げた、日本国憲法のこの条文をより実質化していく必要があると言えましょう。

そのためには、私たちが「実は、日本は諸外国と比較して、男女格差が非常に大きい社会である」という厳しい事実を認識する必要があるのでないでしょうか。目の前の問題をそもそも問題として捉えず、それを変える必要性を感じなければ、変えるための取り組みは、当然、不十分なものになつてしまふからです。

### 4.性役割分業と性別からの自由

「男性だから○○○であるべきだ。」「女性だから○○○すべきだ。」などと、性別に基づいて、個人に社会的役割を割り振ることを、「性役割分業」と言いますが、ジェンダーの問題を考えるには、性役割分業についても、併せて考えていく必要があります。

今まで見てきたのは、「男性と女性が対等(平等)であるべき」という視点なのですが、上記の視点に加え、「性別からの自由」についても併せて考えていく必要があります。

さまざまな研究から、性役割分業は、決して普遍的なものではなく、特定の歴史的・社会的背景に基づいて形成されてきたものであり、また、固定的なものではなく、時代に応じてどんどん変化していくものであることが明らかになってきました。

一方、もはや社会的に古くなり、通用しなくなりつある性役割分業意識に基づき、「男らしくあること」「女らしくあること」を強制されることが問題視されることが、近年、多くなってきました。このような「らしさ」が個人に強制されることを、個人としての自由が抑圧されていると考え、問題視されることが増えてきたのです。

「性別からの自由」とは、このような固定的な性役割分業意識に囚われることなく、性別に関わりなく、個人が個人として扱われる、性別に関わりなく、ある人が自分の能力を發揮できるということを意味します。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために1999年に施行された、「男女共同参画社会基本法」は、その前文において、「男女が(中略)性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる(中略)社会の実現」を緊要な課題としています。この「性別にかかわりなく」という文言が、まさに「性別からの自由」であると言えましょう。

近年、企業や自治体のマーチャンダイジングやPR動画が炎上し、社会的非難を浴びることが多くなってきましたが、その多くの背景にもはや、社会的に許容されなくなりつつある性役割分業意識が見え隠れしています。もはや、ジェンダーの問題は、企業や自治体の社会的信用までも左右するものと言つていいでしょう。ジェンダー・ギャップや、性役割分業について無知・無自覚であることは、時に致命的な打撃を企業活動等に与える可能性があるのです。

## 5. ポジティブ・アクションとは

2010年に策定された「第3次男女共同参画基本計画」においては、2020年までに、指導的地位における女性の比率を30%に引き上げることが掲げられていました。しかし、この目標については、達成できず、2020年に策定された「第5次男女共同参画基本計画」において、「2020年代の可能な限り早期に30%程度」と先送りされました。

「管理職など、指導的地位の女性を30%にするつ、女性だけを優遇する逆差別ではないの?」という声も聞こえてきそうですが、そもそも男女間に不平等な状態が先にあり、それを是正する(マイナスをゼロに近づける)ための特別措置なので、逆差別ではないと言えます。このよう、社会的・歴史的・構造的な差別により不利益を被っている女性に実質的な機会の均等を実現することを目的とした暫定的な措置のことを「ポジティブ・アクション」と言います。

ポジティブ・アクションの必要性についてよく理解できると思われる実験をご紹介しましょう。

以下は、2012年に発表されたアメリカでの実験結果です。

まったく同じ内容の履歴書で、名前のみを「John(男性名)」「Jennifer(女性名)」に変え、多くの大学のラボマネジャーに応募するという実験が行われました。すると、なんと、まったく同じ内容の履歴書であるにも関わらず、男性の方が高い評価を受け、年収も男性の方が4000ドル高く提示されるという結果になりました。この実験結果は、日本よりもジェンダー・ギャップが小さいはずのアメリカでさえ、女性という属性だけで、社会的活躍の機会が制限されやすいということを示しています。

現状、日本においては、家事・育児などのいわゆるケア労働の女性への偏り、組織内での配属や仕事内容の男女差、その結果としての技能形成や昇進にも男女間の偏りが存在すると言わざるを得ません。「ポジティブ・アクションにより、男性のみが社会的に不利になるのでは?」との意見もありますが、そもそもこれまで男女で異なっていたスタート地点をそろえたり、

女性のみに多く置かれていた障害物を取り除いたりして、男女がより対等に社会参加できるようにするための取り組みを考えるのが適切でしょう。

## 6. 家事労働の分担について

総務省の労働力調査によると、2019年には、共働き世帯が1245万、専業主婦世帯が575万と、共働き世帯の比率は、専業主婦世帯の2倍以上になっています。

一方、2016年の「社会生活基本調査」によると、共働き世帯の夫の1日の家事関連労働時間は、家事時間が15分ですが、そもそも男女間に不平等な状態が先にあり、それを育児時間が16分となっています。一方、妻の家事時間は1日3時間16分、育児時間は56分となっています。

世帯の家計は夫婦もちよりも「家事は女性のもの」という意識は依然根強く、女性のみに、仕事と家事・育児の二重の労働が偏つてのしかかっているのが現状のようです。これでは、女性の社会参加が進むほど、女性が疲弊してしまいます。

男性も女性とともに生きやすい社会の実現には、共働き世帯において、男性の意識変革と積極的な家事・育児への参加が求められていると言えるのではないでしょうか。

## 7.まとめ

今日の日本社会には、本人の意思や能力以外の部分で決まってしまう大きな男女格差が、確実に存在します。そして、男女格差の問題は、個人の尊厳を損なう人权の問題であると同時に、少子高齢化と地方の過疎化が進む中、立て直しを図るべき日本経済の発展を阻害している要因の一つであるともいえます。

ただし、個々の男性が「悪者」なのではありません。男女格差は、個々人の意識を超えた歴史的・構造的な産物なのであります。男女が手を取り合って共同して取り組むべき課題であると考えられます。

また、男女格差を解消すると同時に、仕事や家族形成などについて、個々人の多様な意思決定と自由を尊重する価値観を育していくことが、今後の日本社会で求められていると言えるのではないでしょうか。

# 司法書士会からの御案内

県内市町村で司法書士による相談会開催中!



## ★今後の相談会等の御案内★

\*さいたま市の会場につきましては、予約制とし、かつ、さいたま市在住の方に限り御相談の受付をさせていただきます。御了承ください。

\*市民プラザかその会場につきましては、加須市在住の方に限り御相談の受付をさせていただきます。御了承ください。

\*その他詳細(予約の要否等)については、各市区町村役場にお尋ねください。

相談場所	相談日時
さいたま市中央区役所	毎月第4水曜日 午後1時30分～4時30分 (*予約制)
さいたま市桜区役所	毎月第2木曜日 午後1時30分～4時30分 (*予約制)
さいたま市浦和区役所	毎月第3火曜日 午後1時30分～4時30分 (*予約制)
さいたま市南区役所	毎月第1木曜日 午後1時30分～4時30分 (*予約制)
さいたま市緑区役所	毎月第3木曜日 午後1時30分～4時30分 (*予約制)
戸田市役所	毎週木曜日 午前10時～12時 (*予約制)
蕨民会館	毎月第1・3木曜日 午後1時～4時 (*予約制)
さいたま市西区役所	毎月第4木曜日 午後1時30分～4時30分 (*予約制)
さいたま市北区役所	毎月第2木曜日 午後1時30分～4時30分 (*予約制)
さいたま市大宮区役所	毎月第4金曜日 午後1時30分～4時30分 (*予約制)
さいたま市見沼区役所	毎月第2水曜日 午後1時30分～4時30分 (*予約制)
さいたま市岩槻区役所	毎月第2火曜日 午後1時30分～4時30分 (*予約制)
鴻巣市役所	毎月第2・3木曜日 午後1時～4時 (*予約制)
北本市役所	毎月第1・3金曜日 午後1時30分～4時20分 (*予約制)
上尾市役所	毎月第1木曜日 午後1時～3時30分 (*予約制)
桶川市役所	毎月第2木曜日 午後1時～4時 (*予約制)
伊奈町役場	偶数月の第3木曜日 午後1時～3時 (*予約制)
川口市役所	【登記相談】毎月第2・3水曜日 午後1時30分～4時 (*予約制) ※令和4年4月から第2・4水曜日に変更になります。
川口市 キュボ・ラ(M4階)	毎月第1・3水曜日 午後6時～8時30分 (*予約制・10組まで 玉浦司法書士会川口支部(080-6743-0100)で受付)
富士見市役所	毎月第1・3火曜日 午前10時～12時 (*予約制)
志木市役所	例年10月に1日限り 午前10時～12時、午後1時～3時
久喜市役所	毎月第1水曜日 午後1時～4時
市民プラザかぞ	毎月原則第1金曜日(令和3年1月は第2金曜日) 午後1時30分～4時(6・12月は午前10時～午後3時)
羽生市役所	毎月第1水曜日 午後1時～4時 (*予約制、休日にあたる場合は次週)
蓮田市役所	毎月第2水曜日 午後1時30分～4時30分 (*予約制)
幸手市役所	毎月第3曜日 午後1時～4時
白岡市はびすしらおか	毎月第3木曜日 午後1時30分～4時30分 (*予約制) *問合せ 048-764-2318(担当:竹林)
熊谷市役所	【登記相談】毎月第2曜日(12月を除く) 午後1時30分～4時30分 ※コロナ禍のため当面電話相談のみ (*予約制)
本庄市役所	【法律相談】午後1時～4時 (*予約制) 1・3・4・6・7・9・10・12月 第3・4水曜日 2・5・8・11月 第4水曜日
深谷市役所	【登記・法律相談】毎週木曜日 午後1時30分～4時30分 (*予約制)

相談場所	相談日時
東松山市役所	奇数月第3金曜日 午前10時～12時 午後1時～3時 (*予約制)
小川町役場	【多重債務・成年後見・相続登記等相談】 偶数月の第3金曜日 午後1時～3時 (*予約制)
川越市役所	毎月第3木曜日 午前10時～午後4時 (*予約制)
ふじみ野市役所	第1・3・5金曜日 午前9時30分～11時30分 (*予約制)
ふじみ野市役所 大井総合支所	第2・4・6金曜日 午前9時30分～11時30分 (*予約制)
川島町役場	偶数月第3水曜日 午前10時～12時 (*予約制)
三芳町役場	毎月第3火曜日 午前10時～12時 (*予約制)
所沢市役所	毎月第1・3・4火曜日 午後1時～4時 (*予約制) ※定員に達していない場合、当日の先着順でお受けできます。
入間市役所	毎月第1・3・5火曜日 午後1時～3時40分 (*予約制)
狭山市役所	毎月第2火曜日 午後1時～4時
飯能市総合福祉センター	毎月第3水曜日 午前10時～午後3時
坂戸市役所	原則毎月第1火曜日 (*予約制) 【法律相談】午前10時～12時 【相続・登記相談】午後1時～3時
越生町役場	毎月5日(土・日・祝日の場合は5日前後) 午前10時～12時 (*予約制)
鶴ヶ島市役所	毎月第2木曜日 午前9時～12時 (*予約制) (令和4年8月は第3木曜日)
越谷市中央市民会館	毎月第1水曜日 午前9時～12時 (休祝日の場合は、第2又は第3水曜日)
草加市役所	毎月第1木曜日、第3金曜日 午前9時～12時 (*予約制)
高砂コミュニティセンター	毎月第3木曜日(8月を除く) 午後1時30分～3時30分 (*予約制、「くらしの法律総合相談」内)
草加市物産・観光情報センター	毎月第2金曜日 午後5時～7時(1・8月を除く) 問合せ 048-920-5415(担当:竹村)*令和4年3月末をもって終了
三郷市青少年ホーム	毎月第3火曜日 午後1時～4時 (*予約制)
八潮市役所	毎月原則第3木曜日 午後1時～4時 ※5・10月は総合相談(会場は八潮メセナ)
春日部市役所 本庁	毎月第3水曜日 午後1時～4時 (*予約制)
春日部市役所 庄和総合支所	毎月第1水曜日 午後1時～4時 (*予約制) *5月は第1金曜日
秩父市役所	毎月第3水曜日 午後1時～3時
長瀬町役場	奇数月第3金曜日 午後1時～3時
皆野総合センター	偶数月第2金曜日 午後1時～3時
小鹿野文化センター	偶数月第3水曜日 午後1時～3時
横瀬町役場	奇数月第3木曜日 午後1時～3時

※令和4年1月現在

# 司法書士制度 150年のあゆみ

会長 柴 由之



司法書士の起源は1872年(明治5年)の司法書士職務定制(太政官無号達)に定められた代書人にさかのぼります。伝統的な業務である不動産や会社等の登記手続きや裁判所提出書類の作成事務を中心にその歴史を刻んできました。その後、平成の時代になり、成年後見・財産管理業務や簡易裁判所における訴訟代理等の業務も行っています。また、裁判外紛争解決手続(ADR手続)に関与し、さらに、空き家問題、所有者不明土地問題への対応、自然災害における復興支援等に専門家としてかかわるようになりました。

## 司法制度改革の中で

21世紀になり、わが国は「規制社会から活力ある競争社会へ」と大きな変革を迎えます。自己責任型の競争社会では、紛争を迅速に解決するために司法制度の改革が要求されました。この流れの中で、国民の身近な紛争の解決の担い手として、司法書士にスポットライトがあてられることになりました。

## 2002(平成14)年 簡易裁判所における訴訟代理等を行う業務が付与されました

司法書士法が大幅に改正されました。その改正内容は多岐にわたり、法務大臣が指定する研修を修了し、法務大臣に認定を受けた司法書士は簡易裁判所における管轄を範囲内とする民事訴訟、調停、即決和解等の代理、法律相談、裁判外和解の代理を行うことができる規定が新設されました。その他の主な改正としては、司法書士法人に関する規定、司法書士会における紛議調停に関する規定の新設、司法書士試験科目の憲法追加などがあります。

## 2019(令和1)年 司法書士の使命を明らかにする規定が新設されました

司法書士法が一部改正され、第1条はそれまでの目的規定から使命規定となり、司法書士はその業務とする登記、供託、訴訟その他の「法律事務の専門家」として、「国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する」ことが使命として定められました。



### 法Navi -10号-

令和4年3月発行 定価 100円

発行人 埼玉司法書士会

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号  
TEL: 048-863-7861

本紙への御意見・御感想等は  
埼玉司法書士会までお寄せください。

表紙撮影 新亀酒造株式会社  
デザイン・印刷 株式会社エース広告

### 編集後記

スキーに行く道中、冬用タイヤが坂道で空回り…。  
道行く人々に助けられました。

あの時のあなた方のサポートを忘れません!ありがとう☆  
(M. K)



# 無料電話相談

## 048-838-1889



月曜日 午後1時から4時まで

「クレジット・サラ金相談」

火曜日 午後1時から4時まで

「成年後見相談」

毎月第1・第3水曜日 午後6時から8時まで

「賃貸トラブル相談」

毎月第2・第4水曜日 午後6時から8時まで

「労働トラブル相談」

木曜日 午後1時から4時まで

「一般法律相談・少額裁判相談」

金曜日 午後1時から4時まで

「登記相談」

毎月第1・第3金曜日 午後6時から8時まで

「空き家トラブル110番」

※相談時間は20分程度です

「暮らしの法律家」司法書士があなたの方になります！

## 埼玉司法書士会総合相談センター

完全予約制・相談無料 048-838-7472

予約の受付は平日午前10時から午後4時まで（全センター共通の番号です。）

### 浦和総合相談センター



さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号  
埼玉司法書士会館108号室（埼玉県庁そば、司法書士会館内）

### 越谷総合相談センター



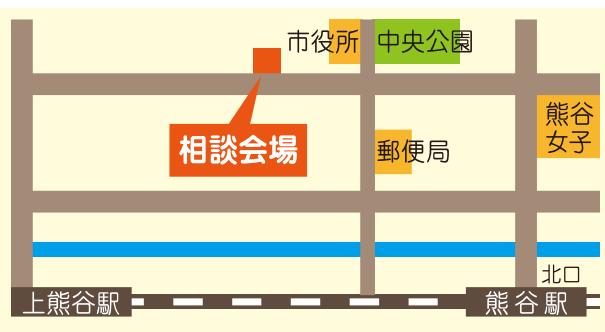
越谷市越ヶ谷2丁目8番24号 森田ビル202号室（越谷市役所そば）

### 西部総合相談センター (会場: ウエスター川越)



川越市新宿町1丁目17番地17（川越駅 徒歩5分）

### 県北総合相談センター (会場: 熊谷市立商工会館)



熊谷市宮町2丁目39番地（熊谷市役所そば）

※祝祭日・年末年始・8月13日～15日を除く。

※令和4年1月現在。